

□■受験対策ミニ講座 9号 2019□■

11月も半ばを過ぎましたが、試験まではあと2か月以上も(!)あります。まだ本格的にスタートが切れていないという方は、得意分野や興味、関心のあるテーマをきっかけとして、積極的に進んで行きましょう! 前回のコラムに登場したフロイトは性に関する研究に先鞭をつけたことでも知られます。セクシュアリティに対する考え方は、ここ数十年の間に大きく変化したことの一つです。今回は、このことに関わる法制度などの問題が出題されています。

【31回 28 現代社会と福祉】

日本における性同一性障害や性的指向・性自認に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選べ。

- 1 法務省の「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう」という啓発活動ではLGBTという表現は使われていない。
- 2 文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」(2017年改定)には、性的指向・性自認に係る児童生徒への対応が盛り込まれている。
- 3 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律により、本人の自己申告で性別の取扱いの変更が認められるようになった。
- 4 性的指向・性自認への理解を求める取組は、地域共生社会の実現という政策課題には当てはまらない。
- 5 同性婚のための手続が民法に規定されている。

(注) LGBTとは(Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender)の頭字語である。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【すべての人に根ざした課題】

LGBTという言葉は、主に英語圏で性的マイノリティの総称として使われています。それぞれの言葉には歴史的な背景と、差別や偏見と闘ってきた人びとの長い歴史があります。

Lのレズビアンは、エーゲ海のレスボス島で女性詩人たちが愛を謳っていたという紀元前の史実が語源です。Gのゲイは「陽気な」という意味があります。どちらも解放運動の中で肯定的、積極的な意味で使われるように変化してきました。Bのバイセクシャル、両性愛は古くから宗教、哲学、文学、医学などの文献に登場しています。Tのトランスジェンダーは、身体の性と性自認の不一致を表す言葉で、日本では「性同一性障害」という言葉が知られていますが、近年、「障害」という言葉は使わないようにする動きがあります。この他にも、Xジェンダー、アセクシャル、ノンセクシャルなど様々なセクシュアリティをもつ人びとが存在することが明らかにされています。

2011年国連人権委員会は「LGBTからSOGIソジへ」という方向を示しました。SO(Sexual Orientation)は性的指向、GI(Gender Identity)は性自認と訳されています。LGBTが個人の特性を表すのに対し、SOGIはすべての人が持つ属性を表し、より広く包括的な概念であることから国際社会の法制度や政策はSOGIの概念を使う方向に向いています。

このテーマは次々に新しい考え方が登場する一方で、SNSなどで低俗な言説が流布されることもありがちです。ソーシャルワーカーには、人間と社会を理解するための正確な知識をもつことが求められていることは間違いありません。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【28回 14: 解説と正解】

- 1 × 法務省啓発活動では「いわゆるLGBTと呼ばれることがある」とされています。
- 2 ○
- 3 × 「性同一性障害者特例法」では医師の診断書が必要とされ、婚姻をしていないこと、未成年の子がいないこと、生殖腺を摘出していること、などの要件があります。
- 4 × 「ニッポン1億総活躍プラン」では、多様性を受け入れる環境づくりを謳っています。
- 5 × 民法には同性婚の手続は規定されていません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus